

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 総務課
部署の業務内容	・職員の庶務、福利厚生、人事及び給与、旅費、諸手当の支払に関すること。 ・物品、役務供給の調達、営繕工事の発注及び国有財産の管理に関すること。

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○平成20年12月、秋田農政事務所において「四訓」を定め、全職員がネームプレートに着用すると共に、所議、週初めの課内打合せ等で繰り返し四訓の内容を確認している。 ※「四訓」①私たちは自らが食品事業者であることを忘れず、その責務を果たします。②私たちは食の安全を守るため、迅速に行動します。③私たちは組織人として、報告・連絡・相談を徹底します。④私たちは国民全体の奉仕者として、正直・親切・丁寧に行動します。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	○総務課に寄せられる苦情等の実績は、騒音、駐車場関係であるが、直接事務所が原因となっているものは速やかに対応し、他に原因がある時は、丁寧に説明を行っている。 ○総務課所管の行政そのものに対する苦情は寄せられていないが、意見を頂く手法が十分か再度検討する。 ※・さわやか行政サービス推進委員会運営要領 ・情報公開に関する問い合わせに係る対応マニュアルに基づく運用 ○職員の接遇対応向上のため、「接遇の手引き」書の配布と活用を準備中。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	○平成21年2月、秋田農政事務所において「業務改善推進チーム」を設置し、自らの業務を自ら点検し、課題、問題点を洗い出し中。引き続き改善策を定め実行することとしている。 ○さわやか行政サービス推進月間の取組み
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	○総務課においては次の事項が想定される。 ・物品の購入、役務の供給、各所修繕等工事に係る予算。 ・会計法に基づく適正な契約業務、予算の執行。
説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。		×		
部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。		○		
業の振興と消費者の利益	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	○総務課において、直接、食の安全に関連する事項はない。 ○しかし、業務をサポートするという観点で、物品の購入、役務の供給に係る契約事務が考えられる。 ○食品の安全性確保に関する一斉研修について、専門研修、一般研修の2コース分け全職員が受講している。(平成21年2月、3月)
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	○総務課においては総論で述べたもの以外は見あたらない。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 農政推進課
部署の業務内容	水田経営所得安定対策に関する事、情報推進に関する事、食品・容器包装リサイクルに関する事、情報システムの管理に関する事、食料自給率向上対策に関する事、直接採択事業に関する事。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	水田経営所得安定対策に係る制度説明にはパンフレット等作成し周知を図っている。また、事務所が一体となって「正直・親切・丁寧」な対応を行うよう日常的に確認し業務に取組んでいる。外部からの取り組みに対する評価については受けていない。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	「農政安心ダイヤル」「雇用相談窓口」「農林水産行政相談窓口」の設置による相談対応を行うとともに、相談者に対するフォローアップを実施している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	平成21年度対策の「水田フル活用」に向けた政策を関係機関及び農業者への周知活動を実施している。また、局主催の各市町村に対する「キャラバン」(意見交換会)についての対応を行っている。取組に対する評価は特に受けていない。政策等の説明会で出された意見等については、上局に連絡しているが、提出された意見に対するフォローアップが不十分である。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	水田経営所得安定対策に係る、加入申請・交付金交付申請の審査業務等農業の生産振興であり、その施策について納税者である消費者からの理解を得る必要がある。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 自給率向上に向けた対策においても、国民の食料を安全で安定的に供給することが基本でなければならない。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	食品の安全確保に関する一斉研修を受けるとともに、国民に対して、食料を安全で安定的に供給し、安心を与えることが農林水産省の業務である以上、各業務についても一定の関わりがあることを認識する必要がある。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	×	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	×	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	国民に対して、食料を安全で安定的に供給し、安心を与えることが農林水産省の業務である以上、各業務についても一定の関わりがあることを認識する必要がある。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局秋田農政事務所消費・安全部消費生活課
部署の業務内容	①食に関する情報の収集及び提供(食の安全・安心懇談会の開催、消費者相談、消費者団体等に対する意見交換会等)②食育の推進など

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	①秋田食の安全・安心懇談会の開催 ②食の安全に関する意見交換会(ミニリスコミ)の開催等 ※意見交換会等のアンケート結果で評価を確認
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	①消費者相談情報処理カードに記入後、メールにて上局に報告 ②農林水産省公益通報に関するガイドラインにより上局に報告 ③相談受付情報ネットワークにより上局へ報告
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	①秋田食の安全・安心懇談会の開催 ②食の安全に関する意見交換会(ミニリスコミ)の開催等 ③消費者団体等と局長との意見交換の開催 ※意見交換会等のアンケート結果で評価を確認 ※意見交換会等の意見・要望を上局に報告
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ①食の安全・安心懇談会の開催 ②食の安全に関する意見交換会(ミニリスコミ)の開催 ③毒物混入等緊急対応等	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	BSE発生後にできた課である。 消費者を対象とした課である。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 消費・安全部 表示・規格課
部署の業務内容	JAS法の監視業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当課職員に対し、「ロールプレイング方式問うに落ちず語るに落ちる」を用い電話対応・調査業務等の研修を行い丁寧、誠実、親切に対応出来るよう取組みを行っている。また、課員については、110番対応マニュアルを配布し対応している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	現在のところ対応についての苦情等は一切届いていない。また、意見交換会などのアンケート調査においてもこれら対応についての苦情等はない。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	食品表示110番として受付、上局に報告、必要に応じて調査等を行うなど、食品表示110番マニュアルによりルール化されており、批判、改善事項等について要望されたことはない。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	制度策定前の段階から、リスクコミュニケーション、意見交換会、説明会等を開催し広く意見を反映のための取組みを行っており、上局に報告している。また、当事務所、当課で出来るものについては、反映するための措置を取っている。 意見交換において、出された意見等については、施策に反映するため上局に報告する仕組みが出来ており、また、当課で出来るものについては、反映するための措置を取っている。 現在のところ対応についての苦情等は一切届いていない。また、意見交換会などのアンケート調査においてもこれら対応についての苦情、改善要望等はない。 当課が所属する消費・安全局においては、リスク分析手法による対応を行っており、政策策定時点からリスクコミュニケーション、パブリックコメントにより、広く国民の意見聴取のために意見交換等を行い、また、政策実行段階においても絶えず、サーベランス等を行い施策に反映している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	当課は、JAS法による食品表示の適正化を図り、消費者の食品選択が容易に出来るように食品表示の監視を行う部署であり、食品事業者の利害に反することもであると認識している。しかし、当課の業務を確実に遂行することにより、消費者の権利が守られると認識している。 JAS表示の改正等により、食品表示の内容に変更が生じた場合、印刷済みの包装容器等の訂正、新規作成などが必要となり業界は新たな経費の負担が増える場合もある。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論		部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。
	業務の見直し	○	当課においては直接的に食の安全業務に関する業務内容は含まれていないが、結果として、JAS法の監視業務を行うことにより、食品の表示内容と中身との整合性が図られることとなり、食品の安全が確保されると認識している。また、食品の安全性にかかわる問題が発生した場合、消費者・食品販売店等への注意喚起や食品販売店等の巡回点検、回収依頼等を行っている。
		○	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
		○	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。
		○	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。
		○	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。
		○	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）
		○	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。
		○	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。
		○	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。
○	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。		
影響可能性の確認	×	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	
	○	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局秋田農政事務所消費・安全部安全管理課
部署の業務内容	農畜水産物の安全確保に向けた取り組み、牛トレーサビリティ業務の円滑な推進、高病原性鳥インフルエンザへの対応

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・食の安全に対し、国民が現在不安を抱えている問題に対し、意見交換会等を実施し意見要望等に応えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・消費者相談110番で受けたものを「消費者相談情報処理カード」で対応することとされている。 ・安全管理課にかかる苦情情報については、個人情報保護に関する件で本省からの情報回付で案内があり、苦情内容を検証の結果、個人情報保護法制定前の対応に係るものであり、法律に抵触しないとの回答を得ている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・20年11月20日「農薬について」、21年2月19日「GAPについて」の意見交換会を実施、20年12月10日「鳥インフルエンザの対応について」の食の安全・安心推進懇談会を開催し、消費者等からの質疑に応え、食の安全について理解を深めていただいた。 ・意見交換会において、食品への残留農薬の検査について、またGAPに係る表示等行政に対する要望も出され、これらの関心は取り組みに対しての評価と思われる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・GAPでの意見交換会時の内容であるが、消費者の意向としては無農薬または減農薬を希望しているが、生産者サイドからすれば安定的な農産物の生産に向け防除基準に基づく農薬の使用をしており、農薬の安全性についてADI(許容一日摂取量)の持つ意味合いの啓蒙等、より一層推進の必要がある。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ・農畜水産物の安全対策業務(カビ毒、残留農薬、飼料及び医薬品、農薬使用調査関係) ・牛トレに係る巡回調査及び特定牛肉DNAサンプル採取 ・カドミウムデータベース管理 ・疑義資材関係 ・GAP普及啓発 ・牛肉骨粉関係	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・牛トレーサビリティ業務に係る生産段階の全管理者への巡回調査の実施 ・牛トレーサビリティ業務に係る流通段階の巡回調査(対象店舗の約8割)および食肉小売店等からのDNA鑑定用サンプル採取の実施 ・巡回調査はマニュアルに基づき、年間計画を策定し実施をするが、不適切店舗の再調査(臨時調査)を考慮し、毎月の実施状況を勘案の上、前倒しで調査を実施し調査のあり方を検討した。 ・措置の科学的な知見については、残留農薬、カビ毒、有害物質、特定牛肉のDNA等、それぞれ専門機関に依頼し分析結果を得ている。 ・フードチェーンの川下への影響を防ぐ点については、DNA鑑定では、アウトパックの販売で不一致があり小売店に問題がない場合、納品する卸への臨時調査を実施し不一致の原因究明と改善措置を指導することとしている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○		
	第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	農水省(農政事務所)は産地生産者及び輸入業者等の食品について検査等を抜き打ち的に実施してほしい。		生産地の農産物は県の保健所において抜き打ち的に残留農薬の検査を実施していること、また輸入食品については厚生労働省の検疫所が検査及びモニタリング調査を実施していること、農政事務所においても有機農産物及び農薬を使用していない旨の表示をしている農産物について買上げ、分析機関において残留農薬の分析を実施していることを説明し理解を求めた。

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 食糧部 計画課
部署の業務内容	米穀の需給計画、米穀の生産の調整及び自給率向上に向けた各種対策の推進、主要食糧等の流通に関する調査及び資料作成

		項目	対応	点検結果の概要
総論		消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	問合せに対してはメール、文書等で回答に努めている。関係者が必要とする内容について独自パンフレットを作成し推進に努めた。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応		国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	農政安心相談カードにより、上局へ報告し必要な回答を得たうえで質問者・相談者へは解回答しているところである。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	政策についての説明は行っているが、わかりづらい政策との批判があり、また、現場の声が反映しにくい状況との認識を持たれているようである。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	関係団体への助成する業務等が存在しているが、要綱要領において定められた事項であり、政策として必要であるものと考えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要		
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 米の需給や自給率向上対策としての生産振興は常に食の安全に関係する。		
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	意識を持って業務を行っているが、具体的対応として判断材料がない。	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-		
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	×		
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	×		
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○		業務を進める上においては、農水省改革の観点から常に食の安全等に配慮した業務運営を行っている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○		科学的な知見の判断で行う具体的なものに遭遇していない。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×		
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×				
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	○			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 食糧部 消費流通課
部署の業務内容	国内産米穀の売買業務、輸入米麦の売買業務、米穀の運送業務、食糧援助業務等、登録検査機関への巡回点検・監査業務等

		項目	対応	点検結果の概要
総論		消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・毎週月曜日の始業時に「四訓」を読み上げ、職員の自覚、意識改革を行っている。 (①自らが食品事業者であること。②食の安善全を守るため、迅速に行動する。③報告・連絡・相談の徹底。④正直・親切・丁寧な行動)
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応		国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	・業者等からの苦情、要望等は、速やかに上司に相談するとともに、上局へ報告、指示を仰ぎ対応。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・政策等については、必要に応じ関係業者等に説明を行い、制度への意見・要望について、上司に相談するとともに、上局へ報告し、指示を仰ぎ対応。 ・要綱・要領に伴う説明は、必要に応じて実施しており、概ね理解が得られていると思われる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・集荷、保管、販売業者との関わりがある。 ・公平性の配慮の中、業務対応を実施。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・ 輸入食糧及び米麦の安全性の確保、カドミウムの米流通安心確保業務等。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入食品、表示制度、食品汚染の中、米麦の安全性の確保が図られた。 ・ 巡回点検及び監査の中で適正化に努めている。 ・ 食の安全、安心は、生産段階から販売までとし、「食品の安全確保」のため指導を行っている。 ・ MA米の解袋・目視確認を実施しているが、結果として、事件を発生させたことは否定できない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 統計部 統計企画課
部署の業務内容	統計調査業務に係る企画・調整事務。統計調査員に関する任免並びに手当等支払い事務。人事関係事務。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	全職員による「四訓」の日常的な取組。 「接遇の手引き」の周知・配付の取組。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	○一般的なルール化はなされている。 ○農林水産省の職員として備えていなければならない基本的な事項について、食品の安全確保に関する一般研修を通してリスク管理、危機管理の意識改革を進めている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	業務改善等推進チームを設置し、説明責任を念頭においた業務改革を進めている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	直接的には無いが、食の安全については省全体の課題であることから、職員一人一人が認識するための取組を「四訓」や一般研修で行っている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	当課業務においては、影響を及ぼす業務はない。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 統計部 経営・構造統計課
部署の業務内容	農業経営統計調査及び構造統計調査など

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・適切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員による「四訓」の確認 ・部外者からの質問・照会等に対して、丁寧な対応が実践されている。 ・「接遇の手引き」配付 ・食品安全業務の一斉研修など研修の強化 ・「食品安全に関する基本的な考え方」等、食品安全行政について職員として最低限知っておくべきことについての認識を深めている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの整備と模擬訓練の実施 ・国民視点に立った業務再点検運動の実施 ・食品安全業務の一斉研修など研修の強化 ・「食品安全に関する基本的な考え方」等、食品安全行政について職員として最低限知っておくべきことについての認識を深めている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を含めた第三者の意見の反映
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を含めた第三者の意見の反映
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	

・消費者を含めた第三者の意見の反映
 ・食品安全業務の一斉研修など研修の強化
 「食品安全に関する基本的な考え方」等、食品安全行政について職員として最低限知っておくべきことについての認識を深めている。
 ・国民視点に立った業務再点検運動の実施
 ・業務改善等推進チームの設置
 「業務改善等推進チーム」で点検シートで出されている情報の共有。
 業務改善に向けた具体的提案。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 統計部 生産流通消費統計課
部署の業務内容	農林水産物に関わる、耕地面積、作物の作付面積・生産量及び流通に関わる統計調査・取りまとめ

		項目	対応	点検結果の概要
総論		消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	日常的には事務所内において「四訓」を定めこれを職員全員が意識することで対外的に丁寧な対応が実践されている。また、統計調査結果の公表に際し、関係団体への結果説明及び調査方法等の説明、プレスリリース等の実施により、調査結果、調査内容など、理解を得ているが、より国民各層にわかりやすい内容を心がけることとする。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応		国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	統計調査に関する意見については対応できる範囲では対処し、できないもの、要望、要請などについては、上部機関に文書等で連絡を行い、それ以外のものについては、所内所管課等へ連絡を行うこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	統計調査の実施の際や調査手法の公開などを通じて調査意義、必要性等の説明を行い、意見、要望等については上部機関に連絡を行うこととしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	統計調査については特定の者の利害関係に結びつかないよう中立性・客観性をもとに実施している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	直接の関連する事項はないものの、統計業務は様々な調査客体(国民各層)を対象としており、これらに対して食の安全に関わる広報・普及を行うことなどが可能。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名		東北農政局秋田農政事務所地域第一課	
部署の業務内容		○食料・農業・農村基本法に関する業務 (・食糧法に基づく調査、指導業務 ・農産物検査法に基づく指導・監査業務・水田・畑作経営所得安定対策法に基づく業務 ・JAS法に基づく食品表示の監視・指導業務・食品及び容器包装リサイクル法に基づく調査、指導業務 ・農業取締法に基づく調査業務 ・牛トレーサビリティ法に基づく監視、調査、指導業務) ○国家公務員法に関する業務 (公務員法に基づく服務、福利・厚生に関する業務)	
項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○各種施策等の迅速な周知を図るため、関係者・団体等への説明会開催及び会議へ積極的に出席し対応している。 ○消費者、生産者等の関係者及び団体等への情報提供、説明会の開催及び会議へ積極的に出席し、迅速な対応を図るためのマニュアルの作成をしている。 ○マニュアル化の出来ない事案については「相談カード」等定められた様式にとりまとめ上部機関の指示を仰ぎ、迅速に対応している。 ○10月以降は、「四訓」を毎週始の朝礼時に読み上げ全職員がネームプレートに携行し、食品を取り扱う責務と報告・連絡・相談の徹底、国民全体の奉仕者として正直・親切・丁寧を常に意識して迅速に行動する事の確認を行っている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	○マニュアルのある苦情・要請事項については、迅速な事務処理を行い上部機関との確認の上、適切に対応している。 ○マニュアルの無い苦情・要請事項については、上部機関へ報告するとともに担当課で協議をし上部機関の指示に基づき適切に対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	○マニュアル化されている事項については、迅速に適切に対応。(食品表示110番、消費者相談等)
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	○マニュアル化されていない事項については、迅速に上部機関へ報告し、指示を受けて適切に対応。
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	○10月以降も日々の業務内容について話し合いを行い、国民からの苦情、相談、情報提供等が放置されていないか点検、確認を行い翌月始に報告している。
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	○関係者及び団体等に対して説明会等の開催を行い、会議への要請には積極的に参加し意見・要望等を上部機関に報告する事により反映されるよう対応している。 ○外部会議出席者から出された意見、要望等が迅速な対応や放置されていないかを確認を行っている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	○新たな政策、制度については事務所作成のパンフレット等を活用してわかりやすく、理解を得られるよう丁寧な説明を行なっている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	○会議や電話等であった質問、要望、意見等は定められた様式に速やかに取りまとめて上部に報告の上、指示を受けて回答している。
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	○水田・畑作経営所得安定対策業務 ○民間登録検査機関の指導・監督業務 ○政府米の買入・保管業務 ○水田農業構造改革対策業務
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論		<ul style="list-style-type: none"> ○JAS法に基づく食品表示の監視・指導業務 ・食品及び容器包装リサイクル法に基づく調査、指導業務 ○農薬取締法に基づく調査業務 ・牛トレーサビリティ法に基づく監視、調査、指導業務 ○農畜産水物安全対策業務 ・食のリスクコミュニケーション等に関する業務 	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ○平成15年7月に組織改編を行い、消費・安全部門が設置され「食の安全・安心」に係る業務の見直しを行った。 ○状況に応じた業務マニュアル等の見直しを行っている。 ○生産振興地域であっても食の安全・安心のため食品表示の普及・啓発及び農畜水産物の残留農薬調査等、国民の健康を守る重要性を意識し取り組んでいる。 ○農畜水産物安全対策業務において、流通前に分析機関に依頼して分析を実施している事から未然防止の観点で行われている。 ○認定分析機関に依頼しているので、科学的な知見や証拠に基づいて行われている。 ○牛トレーサビリティ業務において、生産、流通段階までの業務を行っている。 ○流通段階調査においては、買い上げを行い科学的分析(DNA分析)を行い、疑義等があった場合は分析結果を根拠に立入調査を実施している。 ○「食品の安全確保に関する一斉研修」(地方専門研修、一般研修)を全職員を対象として実施し、国民の健康保護が最も重要であり、未然防止の意識で取り組む重要性を確認した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局秋田農政事務所地域第二課
部署の業務内容	○牛トレーサビリティ法に基づく監視・調査・指導○農薬取締法に基づく調査○食品及び容器包装リサイクル法に基づく調査・指導○JAS法に基づく食品表示の調査・指導○水田経営所得安定対策等農政改革に関する業務○食糧法、農産物検査法に基づく調査・指導・監査

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○消費者・生産者・事業者等に対し、迅速に情報提供を行うとともに、各種説明会には積極的に参加し、各種施策等の周知を図りながら相手の要請・要望に応じている。 ○10月(12月)以降、事務所独自の「四訓」(食品を取り扱う責務と責任、食の安全を守るための迅速な行動、報告・連絡・相談の徹底、国民全体の奉仕者としての確認)を策定し、ネームプレートに着用しながら常時「四訓」を意識するとともに、毎週月曜日の朝礼時に「四訓」を読み上げ職員全員と確認している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	○食品表示に係る相談・問い合わせ等については、マニュアル(食品表示110番)に基づき対応している。また、その他の消費者相談についてもマニュアルに基づき対応している。 ○他の案件については上部へ報告し指示に従い対応することとしている。 ○10月以降も苦情や要請等がないか、また、放置している事案がないかを点検・確認し上部(本所)へ報告している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	○関係機関等に対して説明会を開催するとともに、各種会合へも積極的に参加し内容の説明を行いながら、意見・要望等が反映されるよう上部へ報告している。 ○食に関する意見交換会等、出席者からは「ためになった」「次回も参加したい」等概ね高い評価を頂いている。 ○10月以降からは、苦情・意見・要請・情報提供等についての対応に対し、点検を行うとともに放置している事案がないか確認しながら上部(本所)へ報告している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	○「水田経営所得安定対策」の各種交付金に係る交付事務 ○政府米の買入・保管業務 ○「集荷円滑化対策」に係る確認事務。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	○	○牛トレーサビリティ法に基づく業務 ○農薬取締法に基づく業務 ○農畜水産物安全対策業務 ○JAS法に基づく食品表示監視業務
	業務の見直し	○	○平成15年7月に組織の改編を行い新たに「消費・安全部」が設置され、「食の安全・安心」に係る部署が設置された。 ○各種業務において、状況に即した調査マニュアル等の変更・改正が行われた。 ○全ての国民が「消費者」であるとの観点から、食品表示の確認や残留農薬調査等を実施している。 ○農畜水産物の安全対策については、流通前に農薬の使用回数・使用量等を適切に実施しているか、調査・確認等を行っている。分析機関に委託しながら、科学的な分析を行っている。 ○牛トレーサビリティ法において、生産段階から流通段階まで調査・確認を行っている。 ○流通段階の調査においては、科学的な分析(DNA鑑定等)を行い疑義案件には立入調査等を行っている。 ○全職員を対象として「食の安全確保に関する一斉研修」(専門研修・一般研修)を実施しながら更なる理解を深め、我々の使命が国民の健康を守ることが何よりも重要であることの確認を行った。
		○	
		○	
		○	
		○	
		○	
		○	
		×	
		—	
×			
影響可能性の確認	○	○	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 地域第三課
部署の業務内容	①食料・農業・農村基本法に関する業務。②農産物検査法に関する業務。③JAS法に基づく食品表示に関する業務。④家畜や農作物の病気・害虫のまん延防止及び農薬取締法に関する業務。⑤消費者をはじめとした関係者との情報・意見交換と施策への反映。⑥リサイクル法に関する調査、指導業務。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>○水田経営所得安定対策相談窓口を設置し相談等を随時受け付けるとともに、地域へ出向いた制度説明会、加入申請書の記入説明会及び加入受付を行っている。</p> <p>○食に関する情報等については、消費者団体をはじめ関係機関に対して迅速に提供している。</p> <p>○消費者団体及び食品販売事業者等から要請される食品表示に関する説明会には、積極的に出席することとしている。</p> <p>○関係機関、関係団体の会合へは積極的に参加し、農業施策等の説明を行っている。</p> <p>○10月以降からは毎週始めの日に朝礼を行い「四訓」を読み上げ、国民全体の奉仕者として正直、親切、丁寧に行動することを確認している。</p> <p>○日常的に「四訓」を意識することにより、部外者に対する挨拶、相談に対して、さらに丁寧な対応をするようになってきた。</p> <p>○直接的にアンケート調査等の取組みは行っていないものの、食育推進計画策定協議会へ委員としての要請や、各種イベント、集会等への参加要請が多くなってきている。</p>
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
基本的な視点	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<p>○食品表示及び消費者相談等については、マニュアル(Q&Aを含む。)に基づき、適切に対応している。</p> <p>○マニュアルが整備されていないものについては、その都度上部へ報告し指導を仰ぐこととしている。</p> <p>○10月以降も国民からの苦情等や批判を受けた事例はない。</p> <p>○各月末において、消費者等からの相談・問合せが放置されていないかを点検・報告することとしている。</p>
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>○関係機関及び団体が開催する各種会合へ積極的に参加し、制度の説明を行うこととしている。また、要望等については上部へ適切に反映されるように報告している。</p> <p>○秋田農政事務所が作成した「水田活用で食料自給率向上」のパンフレットを活用し、各種会議等で説明を行った。</p> <p>○食の安全に関する意見交換会、食を考えるネットワークを計画的に実施するとともに、内容については上部へ適切に報告するとともに、「食を考えるネットワークニュース」を発行している。</p> <p>○緊急を要する施策(米政策改革等)については、各関係機関及び団体の会合で説明し意見交換を行っている。また、出された意見・要望等は適切に上部へ報告している。</p> <p>○食の安全に関する意見交換会については、回数及び規模を拡大するよう要望されている。</p> <p>○関係機関及び団体から、説明会への出席要請が多くなってきている。</p> <p>○水田経営所得安定対策の事務処理の簡素化及び加入要件が緩和された。</p> <p>○消費・安全に関する意見交換会等は、日時、場所、規模及びテーマを公表(プレス)し行うこととしている。また、出された意見・要望は全て上部へ報告している。</p> <p>○農業関連施策については、随時指示された様式(場合によっては独自様式も含む。)で報告することとしている。</p>
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<p>○水田経営所得安定対策の各種交付金に係る審査事務。</p> <p>○集荷円滑化制度の支援金等に関する確認事務。</p> <p>○政府米の買入・保管等に関する確認事務。</p>
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論		○「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく、生産及び流通調査に関する業務 ○農畜水産物安全対策に関する業務。 ○食品表示の監視及び相談業務。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	○平成15年7月から新たに消費・安全部門を設置し、消費者に軸足を回した業務を行っている。 ○牛肉の流通段階での調査において、不適切が確認された場合の立入検査マニュアルに対応している。 ○生産振興地域であっても、食品に関しては全て消費する消費者であるものと認識している。 ○農畜水産物の安全対策については、食品として流通される前に分析等が行われている。 ○農畜水産物の安全対策は、科学的な分析を委託し対応している。 ○「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく生産及び流通調査に関する業務は、川上である生産段階から適切に行われている。 ○牛肉の流通段階の調査においては、科学的な分析結果(DNA)を根拠に立入検査等を行っている。 ○食の安全確保に関する一斉研修(地方職員専門研修、一般研修)及び効果測定を行うことにより、国民の健康を守ることや国民への悪影響発生の未然防止の意識づくりを行った。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局秋田農政事務所地域第四課
部署の業務内容	①食糧法に基づく調査・指導業務、②JAS法に基づく食品表示の監視・指導業務、③牛トレーサビリティ法に基づく監視・調査・指導業務、④食品及び容器包装リサイクル法に基づく調査・指導業務、⑤農薬取締法に基づく調査業務、⑥水田・畑作経営所得安定対策などの農政改革に関する業務、⑦農産物検査法に基づく調査・指導業務、⑧食料・農業・農村基本法に関する業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・消費者からの相談に対するマニュアルの作成 ・消費者、生産者及び事業者からの説明会及びリスクコミュニケーション等への要請には積極的に対応することとし、親切・丁寧に説明することを心がけている。 ・水田経営所得安定対策相談窓口を設置し相談を随時受け付けている。 ・説明会等への講師の要請があることを考慮すれば評価を受けていると思慮している。 ・10月以降には、「私たちは国民全体の奉仕者として正直・親切・丁寧に行動します。」などを含めた四訓を定めて全職員がネームプレートに入れて携行するとともに、毎週月曜日に実施する朝礼の際に読み上げて繰り返し確認している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・食品表示に関する苦情・要請・内部告発・情報提供については、食品表示110番を設置しマニュアルに基づいて対応している。また、マニュアルが整備されていないものについては上部に指導を仰ぎ対応している。 ・10月以降には、国民からの苦情・要請・内部告発・情報提供に対して、放置していることがないかを、毎月1回総点検を行っている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・新たな政策等が創設された際には、関係者・関係団体に対して機会ある毎に説明会を開催し、出された質問・意見を上部に報告し施策に反映されるように対応している。 ・「水田・畑作経営所得安定対策」への加入の増加及び食品への表示欠落が減少していることから評価されていると思慮している。 ・説明会や意見交換会の概要及び出された意見等を記載する様式が定められており、それにより上部に報告し施策に反映することとなっている。 ・10月以降から説明会や意見交換会において出された意見等への対応の遅れや放置されていることがないか毎月1回総点検を実施している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	水田経営所得安定対策及び集荷円滑化制度の確認事務が、予算・税制等に該当してくる。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	

・食の安全業務に該当するものとして、①JAS法に基づく食品表示の監視業務、②牛トレーサビリティ法に基づく監視・調査業務、③農薬取締法に基づく調査業務、④農畜水産物安全対策業務、⑤食糧法に基づく調査・指導業務。
 ・平成15年に組織改編を行い、消費者に軸足を置いた業務を行うため消費・安全部が設置された。
 ・調査マニュアルの改正は、消費者の求めに応じて節目節目で改正を行っている。
 ・上記に記載した業務については、すべて国民の健康を守ることが重要であるとの認識で業務を行っている。
 ・残留農薬調査及び牛肉のDNA鑑定などの業務は、科学的な証拠に基づいて実施している。
 ・牛トレーサビリティ業務においては、生産段階から流通段階までの調査を行っている。
 ・食品の安全確保に関する一斉研修を全職員に対して実施し、国民の健康を守ることが何よりも重要であることの意識の確認を行った。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	米を含めた食品表示の方法が頻繁に改正され、その都度表示部分の印刷を変えなければならずコストが嵩む。	/	消費者ニーズを踏まえて協議し変更される旨説明し理解を求めた。併せて、その旨を様式に取りまとめて上部に報告している。
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 秋田統計・情報センター
部署の業務内容	農林業センサス、漁業センサス、農業経営統計調査、面積調査、作況調査、流通・加工・消費に関する調査及び農林水産に関する地方情報の収集と提供等

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	調査客体に対しては、誠実・丁寧に対応し、調査票等の記入方法についても、わかりやすく親切な説明を心掛けているが、調査客体等国民から100%評価を受けていることはあり得ないことと考え、毎週月曜日に「4訓」で確認し、更なる誠実・丁寧な対応に取り組んでいる。また、「接遇の手引き」(東北農政局版)の周知・配布を行った。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情・要請等を受けた場合は、本省大臣官房統計部からの「報告・連絡・相談(ホウレンソウ)の徹底」の指示に基づいて対応しているが、毎週月曜日に「4訓」により「報・連・相」の再確認と徹底に取り組んでいる。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	統計調査に当たっては調査客体等国民にその目的を丁寧に説明しているが、調査環境の悪化を来さないために実査に当たっては極力調査客体等の負担とならないよう工夫しながら取り組んでいる。水稲作付面積調査では関係機関との共同調査、水稲作況調査においては関係機関、関係団体に調査手法の説明と公開等の取組について、目的を丁寧に説明し、理解を得て実施しているが、共通認識に至っていない点も見られるので、理解を得られるよう説明に努めている。水稲面積調査に関しては地域水田協議会の場で調査の設計、実査方法等について説明し、水稲作況調査の調査手法の公開は、説明相手や時期、説明内容等について統一された手法で説明するなどルール化されており、現在もルールに基づいて取り組んでいる。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	統計調査に当たっては利害関係を考慮せず、中立性・客観性を心掛け調査を実施している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	センターの所管業務は農林水産統計の作成及び情報の収集・提供であるが、調査を通じて生産者や流通加工業者、消費者に接する機会が多くなっている。このため、職員に対しDVDによる「食品の安全確保に関する一斉研修」を実施し、食の安全に係る知識を習得するよう徹底するとともに、「一斉研修に係る資料」を印刷・配布した。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	生産者米価は下がる一方だが消費者米価はほとんど変わらない状況にある。これは、JAや米穀業者などの中間卸売業者だけが儲かって農家が一番損をしていると考えている。燃料代や資材などが値上がりしても農家だけが損をするような状況、国は消費者米価と生産者米価の価格差の半分でもいいから農家にまわすような指導をしてもらいたい。	/	苦情・要請等を受けた場合、農林水産行政に関するものは、本省大臣官房統計部からの「報告・連絡・相談（ホウレンソウ）の徹底」の指示に基づいて所管課へ報告している。
	現在、米の価格は収穫量により上下しているが、主食である米の価格は国が一定の価格で管理するべきである。 また、生産調整に非協力的な農家でも業者によっては高い価格で米を買い取っていく。今のままでは生産調整に協力している農家にしわ寄せがきてしまう。生産調整を実行するには県では限界があるため国が主導で行っていくべきである。	/	
	飼料価格の高騰で肥育農家の経営は圧迫している。この度、肉用牛肥育経営安定対策（マルキン）が発動（第2四半期7～9月）され、1頭当たり3万円が助成される見込みであるが、今の畜産経営を救済するような補てんとなっていない。せめて、今後とも畜産を続けていけるような補てん水準にしてもらいたい。	/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局秋田農政事務所大仙統計・情報センター
部署の業務内容	1. 農林業者の経営実態の把握 2. 農林漁業者、農山村地域の実態把握 3. 農林水産物生産の実態把握 4. 食品の流通・加工・消費の実態把握 5. 情報の収集と提供

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	毎週月曜日に朝礼を実施し、四訓「一、私たちは国民全体の奉仕者として、正直・親切・丁寧に行動します。」を読み上げ、常にネームプレートに入れ携帯し行動している。また、「接遇の手引き」を職員に配布し、関係機関や調査客体については、調査の趣旨を丁寧に説明し理解を得ている。流通関係については、民間調査員の指導会を実施し、調査後に調査員から意見収集を行い、事業者からの意見把握を行っている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	センターにおいては、最初に対応した人が、最後まで責任を持って対応することを基本として、受付月日、回答月日を記入することにより問い合わせ・苦情等が放置されないよう対応し、内容については上部に報告している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	調査の実施において、調査客体からの意見・要望の把握に心がけている。また、情報交流モニターからの施策に対する意見・要望はその都度上部に報告している。2月に業務改善等推進チームの指示により職員全員が自らが担当している業務について点検し、業務本来の趣旨・目的が達成されているか検証作業を行い、課題等に自ら「気付き」を重点に取り組んだ。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	食品の安全確保に関する一斉研修を実施し、食品安全に関する基本的な考え方等、食品安全行政について職員として最低限知っておくべきことについての認識を深めた。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	・農産物の生産工程管理を行うGAPについて、地方の生産現場においては、まだまだ取組が少なく、実際に取組を行おうと思っても、基礎GAPをはじめ、民間のGAP等複数あり、どれを取り組んでみたらよいか迷ってしまいます。取り組んだ場合の販売面におけるメリットを具体的にしめしていただけるよう国として進めて頂きたいと望んでいます。	内容については意見情報として、上部に報告した。
	今年度補正予算案で示された、食料供給力向上緊急機械リース支援事業を活用して、集落営農組織で使用する自脱型コンバインの更新を行うことを考え、リース会社へ申し込みを行いに行ったが、詳細な説明を求めても回答があいまいであった。 事業内容が現場段階まで確実に伝わるようにするべきである。	内容を確認して本人に回答した。その後、意見情報として、上部に報告した。
	国の生産調整には、これまで真面目に取り組み、平成20年度は全水田を転作したものの、「産地づくり交付金」について当初単価よりも減額調整が行われたため生活設計に支障をきたした。市町村水田協議会の対応であるが、不足額が生じることが判明しているのであれば、国側への要望等早めに行い不足額が生じない制度をお願いしたい。このままでは、生産調整に協力しているかたが報われません。 また、交付金の支払いが12月末と遅いため、早期に支払うよう国から指導していただきたい。	内容については意見情報として、上部に報告した。

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 秋田農政事務所 北秋田統計・情報センター
部署の業務内容	統計情報業務全般

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも苦情等の対応については、会議等において迅速かつ適切に上部機関等へ連絡することが指示されている。 ・ 「緊急提言」を受けてから、自らが食品事業者であることを忘れず、「四訓」を定め、毎週月曜日に朝礼等で繰り返し確認をし、ネームプレートに入れ、携帯している。 ・ 東北農政局総務部作成の、接遇の手引き職員に配布し、丁寧・誠実・親切的な対応に皆で心掛けている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計業務上、消費者、国民と接する機会が多く、意見・要望や苦情等を表明される機会が多いことから、これまでににおいても、表明された意見等については、上部機関、関係部署あるいは本省等に迅速につなぐこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他部が開催する会議等に参画し、統計部の取組み・考え方等を説明してきた。 ・ 水稻作況調査においては、現地において、調査方法等の公開調査を実施している。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 ・ 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 ・ 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。
説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。		×		
説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計業務の実施する中で接する調査客体や調査員等に対し、食の安全についての広報・普及を図っている。 ・ DVDによる、食品の安全確保に関する一斉研修を行って。 	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	・ 生産者が規格外のものを消費者に安く提供出来る環境作り等、国としてもっと積極的に取り組んで欲しい。	/	・ 管内で作付けしている農家等の情報を伝えた。
	・ 自給率向上と水田有効活用のため、資飼料用米に取り組んでいる事例を教えて欲しい。	/	
		/	